

野菜かごしまブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、野菜のブランド団体の認定基準を次のとおり定める。

1 ブランド団体認定の方針

ブランド団体は、鹿児島県の強みを有する産品を「安心・安全」を前提に「定時・定量・定質」の生産・出荷ができる、県内他団体のモデルとなる団体とする。

2 ブランド団体認定の基準

野菜のかごしまブランド産品を生産または出荷・販売している団体が、次の基準を満たす場合は、ブランド団体として認定する。

ただし、出荷・販売している団体は、(1)の基準を満たす生産者等を取りまとめ、(2)から(4)の基準を満たす場合に認定する。

(1) かごしまの農林水産物認証制度に基づく認証を受けていること。

ただし、農林水産省GAPガイドライン水準以上で第三者が認証するJGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P. の認証を受けているものも認める。

(2) 申請品目の一定の出荷・販売先を確保しており、その出荷・販売先が求める一定の品質・一定の量を計画的に出荷・販売できる体制であること。

(3) 申請品目を出荷する際の名称、品質、規格、出荷資材及びそのデザインが統一されていること。

(4) 申請品目の指導體制や集出荷体制、検査体制が整備されていること。

3 その他

この認定基準に定めるもののほか、野菜のブランド団体認定に必要な事項は、園芸作物かごしまブランド団体認定基準等作成委員会において作成する。

附則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

果物かごしまブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、果物のブランド団体の認定基準を次のとおり定める。

1 ブランド団体認定の方針

ブランド団体は、鹿児島県の強みを有する産品を「安心・安全」を前提に「定時・定量・定質」の生産・出荷ができる、県内他団体のモデルとなる団体とする。

2 ブランド団体認定の基準

果物のかごしまブランド産品を生産または出荷・販売している団体が、次の基準を満たす場合は、ブランド団体として認定する。

ただし、出荷・販売している団体は、(1)の基準を満たす生産者等を取りまとめ、(2)から(4)の基準を満たす場合に認定する。

(1) かごしまの農林水産物認証制度に基づく認証を受けていること。

ただし、農林水産省GAPガイドライン水準以上で第三者が認証するJGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P. の認証を受けているものも認める。

(2) 申請品目の一定の出荷・販売先を確保しており、その出荷・販売先が求める一定の品質・一定の量を計画的に出荷・販売できる体制であること。

(3) 申請品目を出荷する際の名称、品質、規格、出荷資材及びそのデザインが統一されていること。

(4) 申請品目の指導體制や集出荷体制及び検査体制が整備されていること。

3 その他

この認定基準に定めるもののほか、果物のブランド団体認定に必要な事項は、園芸作物かごしまブランド団体認定基準等作成委員会において作成する。

附則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

果物かごしまブランドマーク使用基準

1 ブランドマークを使用できる果物のかごしまブランド品質基準は、原則として次のとおりとする。

なお、出荷規格等が品種・出荷時期・出荷団体等により異なる場合は、別途協議する。

品 目	マーク使用基準			摘 要
	等 級	階 級	品 質	
紅 甘 夏	A, B	L 以上	果皮色カラチャット 7 以上	
きんかん	A, B	L 以上	完全着色 加温タイプ 糖度14度以上 無加温タイプ 糖度16度以上	
たんかん	A, B	M 以上	糖度 11度以上 クエン酸 1%以下	
小みかん	特A, A	M, L	糖度 11度以上 クエン酸0.9%以下	
大将季	A, B	2 L 以上	糖度13度以上 クエン酸 1%以下	
マンゴー	赤秀	2 L 以上	自然落果するま で樹上完熟させ たもの 糖度 15度以上	等階級は、マンゴー 出荷規格基準表によ る
パッション フルーツ	A, B	M 以上 (90g以上)	完全着色したも の	

2 ブランドマークは、果物のお荷にかかるお荷容器（段ボール他）、包装資材、商品そのもの及び広告資材に用いることができる。

3 ブランドマーク（シール）の色は基本色を原則とする。

花きかごしまブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、花きのブランド団体の認定基準を次のとおり定める。

1 ブランド団体認定の方針

ブランド団体は、鹿児島県の強みを有する産品を「安心・安全」を前提に「定時・定量・定質」の生産・出荷ができる、県内他団体のモデルとなる団体とする。

2 ブランド団体認定の基準

花きのかごしまブランド産品を生産または出荷・販売している団体が、次の基準を満たす場合は、ブランド団体として認定する。

- (1) 申請品目の一定の出荷・販売先を確保しており、その出荷・販売先が求める一定の品質・一定の量を計画的に出荷・販売できる体制であること。
- (2) 申請品目を出荷する際の名称、品質、規格、出荷資材及びそのデザインが統一されていること。
- (3) 申請品目の指導體制や集出荷体制、検査体制が整備されていること。

3 その他

この認定基準に定めるもののほか、花きのブランド団体認定に必要な事項は、園芸作物かごしまブランド団体認定基準等作成委員会において作成する。

附則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

かごしま茶ブランド産品銘柄認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項に基づき、かごしま茶ブランド産品の銘柄認定基準を次のとおり定める。

1 銘柄認定の方針

- (1) 銘柄認定を申請できる者は、次のとおりとする。
 - ア 鹿児島県茶商業協同組合（以下「茶商協」という。）の組合員
 - イ 鹿児島県経済農業協同組合連合会の会員
 - ウ 一般社団法人鹿児島県茶生産協会（以下「茶生産協会」という。）の会員
 - エ その他特にかごしま茶ブランド確立推進委員会が認めた者
- (2) 申請手続きについては、次によるものとする。
 - ア 認定を希望する者は、かごしま茶ブランド産品銘柄認定申請書（1号様式）を各所属団体を経由して、かごしまブランド推進本部長（以下「推進本部長」という。）に提出する。なお、いずれの団体にも属していない茶商は茶商協を、生産者は茶生産協会を経由して、本部長に提出する。
 - イ 銘柄認定については、推進本部長が一般社団法人鹿児島県茶業会議所（以下「会議所」という。）に審査依頼し、会議所はブランド産品銘柄認定基準に基づき審査を行い、その結果を推進本部長に報告する。
 - ウ 推進本部長は、その報告に基づき認定を行う。
 - エ 推進本部長は、前項の認定を行ったときは、各所属団体を通じ申請者に認定通知を行う。

2 銘柄認定の基準

- (1) 会議所が行う「かごしま標章茶」の審査に合格した仕上げ茶であること。
- (2) 全て鹿児島県内で生産され、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の認証を受けた工場で生産された荒茶のみを使用した仕上げ茶であること。
ただし、農林水産省GAPガイドライン水準以上で第三者が認証するJGAP, ASIAGAP, GLOBALG. A. P. の認証を受けているものも認める。

3 その他

この認定基準に定めるもののほか、かごしま茶ブランド産品銘柄認定に必要な事項は、かごしま茶ブランド確立推進委員会において定める。

附 則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

鹿児島黒牛ブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、鹿児島黒牛ブランド団体の認定基準を次のとおり定める。

1 団体認定の方針

- (1) 品種は、黒毛和種とする。
- (2) ブランド産品名は、鹿児島黒牛とする。
- (3) ブランド産品の範囲は、県内全域とする。
- (4) ブランド団体の認定は、枝肉・部分肉の出荷団体ごととするが、出荷団体は次の要件を備えていること。
 - ア 公益社団法人日本食肉格付協会による格付を受け、品質、容器、規格が統一されていること。
 - イ 高品質な黒牛の枝肉・部分肉を計画的に出荷し、市場側から高い評価を受けていること。
- (5) 申請手続きについては、次によるものとする。

申請を希望する団体は、かごしまブランド推進本部長に申請する。
- (6) ブランド団体の認定については、かごしまブランド推進本部長（以下「本部長」という。）が鹿児島黒牛黒豚銘柄販売促進協議会（以下「協議会」という。）に審査依頼をするが、協議会は諮問機関である鹿児島黒牛ブランド団体認定推進連絡会に審査の諮問を行い、その結果に基づき本部長に審査結果報告を行う。

本部長はその報告に基づき認定を行う。

なお、認定要件が欠落し、ブランド団体としての維持が困難な場合は、認定を解除することができる。

2 団体認定の要件（下記項目について全て満たしていること。）

- (1) 月毎の生産出荷計画が樹立されていること。
- (2) 鹿児島県内で生産・肥育された黒牛が年間5,000頭以上出荷されていること。
- (3) ブランド産品名は鹿児島黒牛であり、それに係る包装及び、宣伝・広告資材のデザインが統一されていること。
- (4) (2)の項目の年間出荷量のうち、A「4」、A「5」、B「4」、B「5」の割合が7割以上あること。
- (5) 統一された飼料給与法により飼養管理がなされる等、適正な飼養管理、飼料給与が行われていること。
- (6) ブランド産品名が浸透できる体制が整っていること。

かごしまブランドマーク使用基準

かごしまブランドマーク使用基準を次のとおり定める。

- (1) 鹿児島黒牛ブランド団体認定基準により認定を受けた団体であること。
- (2) 鹿児島県内で生産された素牛で、本県内で肥育されたものであること。
- (3) 日本格付協会による格付のA「4」、A「5」、B「4」、B「5」規格以上のものとする。
- (4) 枝肉、部分肉、スライス肉等、商品形態の各段階における肉もしくはそれに係る包装及び、宣伝・広告資材に用いるものとする。

附 則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

かごしま黒豚ブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、かごしま黒豚ブランド団体の認定基準を次のとおり定める。

1 団体認定の方針

(1) ブランド産品名は、「かごしま黒豚」とし、品種は社団法人日本種豚登録協会登録規定に定める品種基準に基づくパークシャー（以下「パークシャー」という。）とするが、アメリカパークシャーは除くものとする。

(2) ブランド産品の範囲は、県内全域とする。

(3) ブランド団体認定を受けられる者は、鹿児島県黒豚生産者協議会（以下「生産者協議会」という。）内の生産系列及び特別会員（以下「生産系列等」という。）とし、次の要件を備えているものとする。

ア 生産者協議会が発行したかごしま黒豚証明書（以下「証明書」という。）の使用及び回収実績が明白であること。

イ 「2 団体認定の基準」をすべて満たしていること。

(4) 申請手続きについて

ア 申請

認定を希望する生産系列は、かごしまブランド団体認定要領第4条に定めるかごしまブランド団体認定申請書等を、かごしまブランド推進本部長（以下「本部長」という。）に直接提出する。

イ 審査

生産者協議会に、ブランド団体認定基準に基づき団体認定及び認定取消の審査を行う審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査員については生産者協議会会長が指名する。

生産者協議会会長は、審査会の審査結果に基づき、本部長に審査結果報告を行う。

ウ 指定

本部長は、生産者協議会の審査結果に基づき、申請者がブランド団体として適当であると認められる場合は、ブランド団体の認定を行うものとする。

エ 取消

本部長は、生産者協議会会長から、認定を受けた生産系列が「2 団体認定の基準」の各事項を満たすことが不可能となり、ブランド団体としての維持が困難となった旨の報告を受けた場合は、認定を取り消すことができる。

2 団体認定の基準

(1) 黒豚生産者は、生産者協議会会員であること。

なお、飼養状況については、生産系列等の代表者が、認定申請時並びに毎年度末に別記第1号様式により生産者協議会会長に報告できること。

(2) かごしま黒豚は、生産者協議会会員が鹿児島県内で生産・肥育し、出荷したパークシャーであり、原則として県内食肉処理場等で処理したものであること。

なお、やむを得ず県外で処理する場合は、産地や品種の特定について、当該食肉衛生検査所等、関係機関又は団体の協力が得られるものとし、その都度別記第2号様式により確認を受け、結果を生産者協議会会長に報告できること。

(3) かごしま黒豚は、肥育後期にさつまいもを10～20%添加（配合飼料に対するさつまいも風乾物（例：切り干し）の添加割合を基準とする）した飼料を60日

以上給与したもので、出荷日齢は概ね生後230～270日齢とする。

なお、飼料成分とさつまいもの給与量等、肥育後期の給与飼料の内容については、認定申請時並びに毎年度末に別記3号様式に記入の上、生産者協議会会長に報告できること。

- (4) 生産系列等と枝肉やカット肉等の出荷業者（以下「出荷業者」という。）間で、月毎の年間出荷計画が樹立されていること。なお、認定申請時並びに毎年度末に、1年間の出荷実績並びに翌年度の出荷計画を別記第4号様式により、生産者協議会会長に報告できること。
- (5) 生産系列等は、枝肉の品質チェック体制を整備し、合格した枝肉のみを「かごしま黒豚」として出荷できること。
 - ア 枝肉重量は65～80kgを目安とすること。
 - イ 背脂肪の厚さは1.3mm以上を目安とすること。
- (6) 証明書は、生産系列等の責任のもと、枝肉やカット肉等の出荷時に、別記第6号様式により届け出た出荷業者（以下「届出業者」という。）が確実に添付することとし、団体認定後において、適正かつ確実にかごしまブランドマーク入りの証明書を使用できること。
- (7) 生産系列等は、「2の(3),(5)」に適合し、かつ証明書を添付した「かごしま黒豚」を届出業者を通じて出荷することとし、生産系列については、年間1,000頭以上出荷できること。
- (8) 生産系列は、届出業者を通じて出荷したかごしま黒豚に添付した証明書を販売店・料理店等から8割以上回収し、各月毎の出荷分を別記第5号様式による回収実績と併せて、毎翌月末までに生産者協議会会長に報告できること。

3 かごしま黒豚に係る登録商標の使用

登録商標した「かごしま黒豚証明書」、「かごしま黒豚ミニシール」の使用基準は次のとおりとする。

- (1) 使用者は、かごしま黒豚のブランド団体認定を受けた生産系列に限る。
- (2) 届出業者を通じて出荷する2の(3),(5)に適合した「かごしま黒豚」のうち、精肉仕向に限る。

4 その他

この団体認定基準に定めることその他、かごしま黒豚ブランド団体認定に必要な事項は生産者協議会において定める。

附 則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

かごしま地鶏ブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、かごしま地鶏ブランド団体の認定基準を次のとおり定める。

1 団体認定の方針

- (1) ブランド産品名は、「かごしま地鶏」とし、地鶏の交配様式により「さつま若しゃも」「さつま地鶏」「黒さつま鶏」を併記することができる。
- (2) ブランド産品の範囲は、県内全域とする。
- (3) ブランド団体の認定を申請できる団体等は、鹿児島県地鶏振興協議会（以下「協議会」という。）の会員とする。
- (4) 申請手続きについては、次によるものとする。

ア 申請

認定を希望する地鶏生産者は、かごしまブランド団体認定要領第4条第2項に定めるかごしまブランド団体認申請書（第1号様式）に申請資料（別紙様式）を添付し、かごしまブランド推進本部長（以下「本部長」という。）に提出する。

イ 審査

認定については、本部長が協議会に審査依頼し、協議会はブランド団体認定委員会においてブランド団体認定要件の審査を行い、その結果を本部長に報告する。

ウ 認定及び解除

本部長は、協議会の審査結果報告に基づき申請者に認定通知を行う。なお、認定要件が欠落し、ブランド団体としての維持が困難な場合は、認定を解除することができる。

2 団体認定の基準

- (1) 地鶏生産者は、協議会会員であること。
- (2) 地鶏生産者は、月毎の年間出荷計画を樹立し、年間1,000羽以上を出荷できること。
- (3) 地鶏は、地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農水告第844号）に定める生産の方法で飼育され、鹿児島県が作出した「さつま若しゃも」「さつま地鶏」「黒さつま鶏」の三種の鶏であること。
- (4) 地鶏への飼料用米の給与等飼養方法については、飼養マニュアルに基づき生産が行われていることとする。
- (5) 地鶏生産者は、協議会規約及び規定を厳守していること。

3 かごしまブランドブランドマーク使用基準

- (1) 使用者は、かごしま地鶏ブランド団体認定基準により団体認定を受けた生産者であること。
- (2) ブランドマークは、地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農水告第844号）に定める生産の方法で飼育され、鹿児島県が作出した「さつま若しゃも」「さつま地鶏」「黒さつま鶏」の三種の鶏のうち、精肉仕向け（飲食店向けを含む）される鶏肉等（もも、むね、ささみ、こにく、かわ、あぶら、きも、すなぎも、もつ及びがらを含む。）に使用することができる。
- (3) ブランドマークは、地鶏の出荷に係る包装及び宣伝・広告資材に用いることができる。
- (4) ブランドマークの色は基本色を原則とする。

4 その他

この認定基準に定めるもののほか、地鶏の団体認定に必要な事項は、地鶏ブランド団体認定委員会において定める。

附 則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

かごしまの米ブランド団体認定基準

かごしまブランド団体認定要領第3条第1項の規定に基づき、かごしまの米ブランド団体認定基準を次のとおり定める。

1 団体認定の方針

- (1) 品種は、県奨励品種とし、種別は、うるちとする。
- (2) ブランド製品の範囲は、県内全域とする。
- (3) ブランド団体の認定を申請できる者は、次のとおりとする。
 - ア 鹿児島県米・麦等対策協議会（以下「米麦協」という。）を構成する、鹿児島県経済農業協同組合連合会の構成員、鹿児島県主要食糧集荷商業協同組合の組合員及び鹿児島県米穀卸売業者協議会の構成員
 - イ その他特に米麦協が認めた者とする。
- (4) 申請手続きについては、次によるものとする。
 - ア 団体認定を希望する者は、別に定めるかごしまの米ブランド団体認定申請書（以下「申請書」という。）を各所属団体（鹿児島県経済農業協同組合連合会、鹿児島県主要食糧集荷商業協同組合及び鹿児島県米穀卸売業者協議会）を経由して、かごしまブランド推進本部長（以下「推進本部長」という。）に提出する。

なお、いずれの団体にも属していない者は、米麦協を経由して、推進本部長に提出する。
 - イ 団体認定については、推進本部長が申請書の審査を米麦協に依頼し、米麦協は米対策部会内に設置されている「かごしまの米」ブランド団体認定審査会において審査し、その結果を推進本部長に報告する。
 - ウ 推進本部長は、その報告に基づき認定を行う。
 - エ 推進本部長は、前項の認定を行ったときは、各所属団体を通じ、申請者に認定通知を行う。

2 団体認定の基準

- (1) かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の認証を受けた団体等が県内で生産した玄米のみを使用した精白米（申請書に記載した銘柄）であること。

ただし、農林水産省GAPガイドライン水準以上で第三者が認証するJGAP、ASIA GAP、GLOBAL G. A. Pの認証を受けているものも認める。
- (2) 農産物検査を受検した3等以上の玄米を精米した精白米（申請書に記載した銘柄）であること。
- (3) 年間の販売数量が15トン以上であること。

3 かごしまブランドマーク使用基準

- (1) 使用者は、当該団体認定基準により団体認定を受けた者であること。
- (2) ブランドマークを使用する米の基準は、次のとおりとする。

区分	項目	基準
生産基準	種子	更新種子（2年に1回）を使用
	栽培管理	地域の栽培基準を遵守し、栽培履歴を整備

- (3) ブランドマークは、米の出荷に係る包装及び宣伝・広告資材に使用できる。

4 その他

この団体認定基準に定めるもののほか、かごしまの米ブランド製品の団体認定に必要な事項は、米麦協において定める。

附 則

本基準は、令和元年6月13日から適用する。